

令和4年(ワ)第2123号時代祭資金支出差止請求事件
原告 伊藤要
被告 植柳自治連合会

意見陳述書

令和4年12月8日

京都地方裁判所第7民事部合議にD係 御中

被告訴訟代理人

弁護士 湯 川 二 朗



1. 時代祭行列は市民のお祭りであること

時代祭行列は3年ぶりに開催されたものであるところ、本年10月22日の時代祭「徳川城使上洛列」の学区内巡行行列の出立式には、多くの学区民、隣接の学区の方々に加え、京都市下京区選出の府会議員、市議員全員が党派を超え激励に来ていただいた。時代祭行列は、全市を挙げての祭事である。

2. 時代祭行列参加に対する費用補助は区民の信教の自由を侵害するものではないこと

平成23年より、時代祭協賛積立金が積み立てられているが、西本願寺はじめ興正寺、その他学区内のお寺などからも協賛金を頂いているし、事業費基金積立金を時代祭行列費用に充てることに反対されたことはない。宗教行事ではない時代祭行列の費用の一部を補助することは何ら区民の信教の自由を侵害するものではないし、被告区民である西本願寺の僧侶や門徒の信教の自由の確保に対する配慮を欠くものでもない。

3. 原告の所属する辰巳町からも、40口の時代祭協賛積立金を8年間にわたり積み立てていただいている。平成26年度には、原告が町内会長であったが、異議なく時代祭協賛積立金の積立もいただいた。本訴に至るまで町会費から事業費基金積立金への繰入れに反対されたことは一度も誰からもない。

4. 被告は公共団体ではないし、任意団体・親睦団体にすぎない。親睦団体である以上、区民が参加するお祭りである時代祭行列参加費用の一部を補助することは何ら問題はない。被告は昔から行ってきた活動を、市内の他の町内会・自治連と同様に行っているものにすぎない。それが原告の意に沿わないのであれば原告が被告を退会されればよい。被告は単なる任意団体・親睦団体にすぎないし、被告への加入率も世帯数の半分以下であるから、退会しても原告が地域生活を営むのに何ら支障はない。むしろ、逆に、原告は円満円滑な被告活動に支障をもたらしているとの声が被告区民から上がってきている。

原告が信教の自由について争いたいのであれば、時代祭を主催している平安講社や京都市を訴えるべきであり、被告は京都市内の一自治連にすぎないからそのような訴訟を遂行する適格を有しない。本訴は被告植柳自治連内で費用をかけて弁護士をたてて裁判所で争うような法的紛争ではない。仮処分和解条項にある通り、今後必要な協議をしていくのであるから、その中で話し合っていけば済む問題である。

原告の望むとおり、被告は、本年の時代祭行列参加に対して事業費基金積立金からの支出は行わなかったのであるし、次回時代祭行列参加は20年以上先のことであるから、本日で弁論は終結し、速やかに本訴は終わりにしていただきたい。

以 上